

平成25年12月19日

内閣総理大臣  
財務大臣 あて  
衆議院議長  
参議院議長

磐田市議会議長 鈴木 昭 二

新聞をはじめ生活必需品に消費税の軽減税率の導入を求める意見書

新聞販売店は、「国民の知的インフラとしての新聞を毎朝・毎夕、届けることで文化力の維持に貢献している」という誇りを持ち、個別宅配制度を維持することで、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが使命と考えて日々の仕事に取り組んでいます。

政府は、景気回復に向けて積極的政策を展開中ですが、国民の所得が順調に増える保証はありません。来年4月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増せば、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることを懸念します。

そうなれば国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来が危ういものになるでしょう。特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不安を招きます。

また、新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

消費税につきましては、多くの国で品目別の複数税率が導入されています。また、民主主義という観点から先進国では、以前より新聞、書籍などに軽減税率を適用しています。

よって、下記の事項の実現を強く要望します。

記

- 1 消費税増税にあたり生活必需品に複数税率を導入する。
- 2 生活必需品の一つとして新聞に軽減税率を適用する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。